

令和8年7月3日

保護者の皆様へ

沖縄県立南部農林高等学校長
(公印省略)

令和8年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

2. 提出書類：別添リーフレット参照

3. 提出期限：令和8年7月17日（金）

※1年生一部給付申請者の方も7～3月分の支給を受けるには今回の申請が必要です。

4. 提出先：南部農林高校事務室（平日 8：30～17：00）

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 南部農林高等学校 事務室
担当者 金城・下門 TEL：098-850-6006

奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

【受給要件】

- 平成26年度以降に入学した生徒が、令和8年7月1日現在在学し、休学中ではない
(家計急変世帯の場合は、申請のあった月の翌月の1日現在)
- 保護者等の居住地が沖縄県内である
- 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満、又は生活保護受給世帯

【提出書類】

□ 共通

- 高校生等奨学のための給付金受給申請書
 - 債権・債務者登録申出書
 - 振込先口座の通帳の写し
(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの) } 以前に登録したことがあり、その後変更がない場合は省略可能
 - 生徒の国籍を確認できる書類 ※住民票ではありません。
(日本国籍:戸籍抄本又は戸籍謄本、外国籍:在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し)
- ※1年生一部前倒し給付申請で戸籍謄本(抄本)を提出済の方は不要。変更がある方は事務へ連絡ください。

□ 生活保護受給世帯

- 生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
(生活保護証明書で生徒本人が生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護証明書でも可)
- ※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

□ 所得割額182,500円未満世帯

- 世帯の課税状況を確認できる書類(令和8年度全項目所得課税証明書)
※非課税証明書やアスタリスクで全項目が記載されていないものは不可

□ 家計急変世帯 ※申請書が別になります。事務室までお問い合わせください。

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細書、直近の給与明細書(家計急変後)
給与・所得見込証明書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養誓約書(様式3)、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書(全項目証明書)のいずれか

* 該当者のみ

- 委任状(様式6)
 - 高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出

令和8年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

(返還不要)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。返還は不要です。

新入生への一部給付の支給を受けた者または申請をしたが不認定だった者についても、7～3月分の支給を受けるには今回の申請が必要です。

- 令和8年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。
(家計急変申請の場合は、原則として、申請のあった月の翌月の1日現在の状況によります。)
- (1) 沖縄県内に住所を有する保護者等(親権者)のうち、生徒本人が日本国籍を有し、高等学校等就学支援金の対象校に在学している者
 - (2) 年収 490 万円未満程度(保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が 182,500 円未満)の世帯または生活保護受給世帯
 - (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
 - (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
 - (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
 - (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学のための給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- ※令和8年度からは生徒本人の国籍・在留資格を確認します。外国籍の生徒については、高校事務室までご相談ください。

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯) ※家計急変は除く		32,300 円
住民税所得割非課税世帯	全日制・定時制課程に在籍	143,700 円
	通信制課程に在籍	50,500 円
年収 270～380 万円未満程度 (保護者等全員の住民税所得割額の合計が 105,500 円未満)の世帯	全日制・定時制課程に在籍	47,900 円
	通信制課程に在籍	16,830 円
年収 380～490 万円未満程度 (保護者等全員の住民税所得割額の合計が 182,500 円未満)の世帯	全日制・定時制課程に在籍	35,930 円
	通信制課程に在籍	12,630 円

※7月2日以降に生じた家計急変による申請の場合は、申請の月の翌月からの月割額になります。

裏面へ

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

① 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）

② 全項目記載の令和8年度所得課税証明書又は生徒本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
※非課税証明書やアスタリスクで全項目が記載されていないものは不可

※生活保護を受給している場合は、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）が必要

③ 生徒の国籍を確認できる書類 ※住民票ではありません。

（日本国籍：戸籍抄本又は戸籍謄本、外国籍：在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し）

※1年生一部前倒し給付申請で戸籍謄本（抄本）を提出済みの方は不要です。変更がある方は事務へご連絡ください。

④ 扶養誓約書（様式3）及び参考様式① ※親権者以外の者による申請の場合に必要。ただし、親権者以外の者が申請している理由によっては、申請が認められないこともあります。

⑤ 債権・債務者登録出請書（別添様式） ※⑤⑥事務室へ提出したことがある方は提出不要

⑥ 振込口座の通帳の写し ※申請者以外の口座へ振込む際は依頼書が必要

⑦ 委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6）



※家計急変については、⑧～⑩についても提出ください。※申請書が別になります。事務室までお問い合わせください。

⑧ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか

死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑨ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和8年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等

営業所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和8年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】所得見込証明書（別添様式）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑩ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか

※所得割合算額が住民税非課税世帯相当の世帯の目安は以下の通りです。

3人世帯 年収見込が2,216,000円未満

4人世帯 年収見込が2,716,000円未満

5人世帯 年収見込が3,216,000円未満

※災害などに起因しない離職（自己都合による離職や定年退職など）は、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※家計急変審査は世帯の収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細や領収書等の書類は不要です。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。